

政策目標 10

原子力事故による被害者の救済

【概要】

原子力事業者による原子力損害を賠償するための措置が適切に図られるとともに原子力損害賠償補償契約に基づく補償を速やかに実施することにより、被害者への迅速、公平かつ適正な救済を図る。

【主管課（課長名）】

研究開発局原子力損害賠償対策室（内丸 幸喜）

【評価】

原子力損害賠償紛争審査会による指針の策定や、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介等を実施し、迅速・公平かつ適切な原子力損害賠償の円滑化が図れた。

【設定されている施策目標】

施策目標 10-1 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保（モニタリング）

施策目標 10-2 原子力損害賠償の補償の迅速、公平かつ適正な実施（モニタリング）